

# 第5章

## 被害報告

# [ 5 - 1 ] 被害状況報告様式 (市町→県)

## 被害発生報告書

### 1 報告機関等

● 災害名 [ ]

第 報

年 月 日 時 分 現在

確定報

市町名:	部課名:
記入者名:	電話:

### 2 災害発生状況

#### (1) 人的被害

区分	人員	氏名・年齢・被災の概要
死者	人	
行方不明	人	
重傷者	人	
軽傷者	人	

#### (2) 住家・非住家被害

区分	棟	世帯	人	被災の概要
住家	全壊			
	半壊			
	一部損壊			
	床上浸水			
	床下浸水			
非住家	全壊			
	半壊			

#### (3) その他の公共施設等

##### ① 道路被害

区分	路線名	場所・区間	原因	規制	規制開始・解除時間
国 道 市 町 道		場所	事前規制 崩土	全面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	その他	片側	規制解除 月 日 時 分
国 道 市 町 道		場所	事前規制 崩土	全面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	その他	片側	規制解除 月 日 時 分
国 道 市 町 道		場所	事前規制 崩土	全面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	その他	片側	規制解除 月 日 時 分

##### ② 河川被害

河川名	発生場所	概要等

##### ③ ため池被害

ため池名	発生場所	概要等

##### ④ 土砂崩れ被害

発生場所	概要等

⑤ ライフライン被害

断 水	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
停 電	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
電話不通	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時

3 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部等の設置状況

区 分	設 置 日 時	廃 止 日 時
災 害 対 策 本 部	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ( )	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ( )	月 日 時 分	月 日 時 分

(2) 災害措置状況

① 避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難	世帯	指示日時	日	時
		人	者	人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難	世帯	指示日時	日	時
		人	者	人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難	世帯	指示日時	日	時
		人	者	人	解除日時	日	時

② 避難勧告

対象地域名	対象者	世帯	避難	世帯	勧告日時	日	時
		人	者	人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難	世帯	勧告日時	日	時
		人	者	人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難	世帯	勧告日時	日	時
		人	者	人	解除日時	日	時

③ 自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時

(3) 消防機関等の出動状況

区 分	地 域	目 的	日 時		出動人員等(延)	
			出 動	撤 収	人 員(人)	車 両(台)
消 防 職 員						
消 防 団 員						
市 町 職 員						

4 その他

## 被害報告要領

### 1 報告内容について

災害応急対応について、市町のみでは対応が困難な場合、県、国等の防災関係機関の応援活動が必要となる。速やかな応援活動が実施できるように次の場合はその概要を直ちに県へ報告すること。

- (1) 被害が発生したとき  
速やかに対応できるよう発生直後すぐに「被害の概要」、「市町等がとった措置」等を報告すること。
- (2) 巡回等の結果、被害発生の前兆など異常現象等を発見したとき
- (3) 住民等から被害発生の前兆など異常現象等の連絡があったとき
- (4) 避難勧告・指示（住民の自主避難を含む）があったとき

### 2 報告方法について

報告は、電話又はファクシミリにより直ちに連絡すること。

ファクシミリの場合、様式「被害発生報告書」により報告できる場合は、本要領中「3被害発生報告書による報告」に従い報告すること。

### 3 被害発生報告書による報告

「被害発生報告書」により報告する場合は、下記に従い必要事項を記入の上報告すること。

- (1) 「1 報告機関等」
  - ア 「●災害名」については、「○月○日～○月○日の大雨」、「台風○号」など、名称で災害が特定できるように記入する。
  - イ 「第○報○年○月○日 ○時○分 現在」を記入する。確定報であれば、「確定報」を○で囲み「○年○月○日」を記入する。
  - ウ 「市町名」、「記入者名」、「電話番号」を記入する。
- (2) 「2 被害発生状況」
  - ア 「(1) 人的被害」  
「災害による被害報告について（昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官）」により記入する。住所、氏名、年齢、性別、被災の原因等についても記入する。
  - イ 「(2) 住家・非住家被害」  
「災害による被害報告について（昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官）」により記入する。被災した住家・非住家の住所、被災状況等の概要についても記入する。
  - ウ 「(3) その他公共施設等」
    - (ア) 「①道路被害」  
国道、県道、市町道で通行止めがあった場合、当該の「区分」を○で囲み、「路線名」、崩土等の発生した「場所」、規制された「区間」、被災等の「原因」、「規制の開始・解除時間」を記入する。
    - (イ) 「②河川被害」  
堤防決壊、越水等があった場合、「河川名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
    - (ウ) 「③ため池被害」  
堤体の決壊、越水等があった場合、「ため池名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
    - (エ) 「④土砂崩れ被害」  
土砂崩れ被害が発生した場合、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
    - (オ) 「⑤ライフライン被害」  
断水、停電、電話の不通があったとき、その状況を記入。
- (3) 「3 災害に対してとらえた措置の概要」
  - ア 「(1) 災害対策本部等の設置状況」  
災害対策本部、第一警戒体制、第二警戒体制等の体制をとった場合には、設置・廃止の日時を記入する。災害対策本部以外の体制は、その他の体制にその体制名を記入する。
  - イ 「(2) 避難措置状況」
    - (ア) 「①避難指示」

災害対策基本法第 60 条の避難指示を発令したときは、その内容を記入する。

(イ) 「②避難勧告」

災害対策基本法第 60 条の避難勧告を発令したときは、その内容を記入する。

(ウ) 「③自主避難」

災害対策基本法第 60 条に規定される避難指示、避難勧告以外の自主的な避難があった場合に記入する。

ウ 「(3) 消防機関等の出動状況」

消防職員、消防団、市町職員別に活動状況を記入する。

(4) 「4 その他」

上記項目以外の被害の発生、災害の応急対応など、特に報告の必要があるものについて記入する。

※ 被害の概要等について本様式に書き込めない場合は、別紙を作成、添付し送付すること。  
被害の数値は累計することとし、報告時点の最新数値を記入すること。

#### 4 配備体制解除後の対応について

各市町においてとられた配備体制を解除したときは、必ず「被害発生報告書」の 3 の(1)に「体制を解除したこと」を記入の上、「被害の状況」等も記入しファクシミリで報告すること。

# 〔5-2〕火災・災害被害等即報要領直接即報様式（市町村→消防庁）

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	} 計 棟		焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>3</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他の参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他		
発 生 日 時 ( 覚 知 日 時 )	月 日 時 分	発 見 日 時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分 )	鎮 火 日 時 ( 処 理 完 了 )	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ( )		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人 )		
		重症	人 ( 人 )		
		中等症	人 ( 人 )		
		軽症	人 ( 人 )		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	台 人	
		消 防 本 部 ( 署 )	台 人		
		消 防 団	人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他の参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)		覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (	人)
	計            人	{ 重症            人 (            人) 中等症        人 (            人) 軽 症           人 (            人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員をうち書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記入して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全焼	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半焼	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名 第 報			田	流失・埋没	ha	
	( 月 日 時現在)				冠 水	ha	
報 告 者 名				畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
				文 教 施 設		箇所	
				病 院		箇所	
区 分		被 害		道 路		箇所	
人 的 被 害	死 者		人	そ の 他	橋 り よ う		箇所
	行方不明者		人		河 川		箇所
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾		箇所
		軽 傷	人		砂 防		箇所
住 家 被 害	全 壊		棟	清 掃 施 設		箇所	
			世帯	崖 く ず れ		箇所	
			人	鉄 道 不 通		箇所	
	半 壊		棟	被 害 船 舶		隻	
			世帯	水 道		戸	
			人	電 話		回線	
	一 部 破 損		棟	電 気		戸	
			世帯	ガ ス		戸	
			人	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人	火 災 発 生		件		
非 住 家	公 共 建 物		棟	建 物		件	
	そ の 他		棟	危 険 物		件	
				そ の 他		件	

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円	災害用救市助町法村名	市 町 村				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円		消防職員出動延人数	人				
			消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約30件と記入する。50件を超える場合は多数と記入する。

### 〔5-3〕被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷者) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷者) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、市民センター、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼・半流失)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが2～3枚割れた程度ものは除く。
	床上浸水	その住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度浸水したもの。
非住家	住家以外の建物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみを記入し、被害の区分は、住家に対する全壊、半壊の例により判定するものであること。	

の 被 害	公 共 建 物	官公署庁舎、市民センター、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物。	
	そ の 他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。	
そ の 他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。	
	田 の 冠 水	穂の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
	畑の流失、埋没 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	病 院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。	
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
		損 壊	国道、県道、市道の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
		冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通 行 不 能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要になったものとする。	
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		堤 防 決 壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
		越 水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
	港 湾 ・ 漁 港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。	
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。	
	崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	地 す べ り	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	土 石 流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家及び公共建物に被害があったものをいう。	
	水 道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。	
清 掃 施 設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。		
被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。		
鉄 道 不 通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け、汽車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。		
電 話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。		
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		

	水道	災害により断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り 災 所 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	り 災 者	り災世帯の構成員をいう。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同施設をいう。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、市民センター、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害をいう。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等をいう。
被 害 額		建物被害の概算額千円単位で総額を計上する。

- (注) 1 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- 2 国への報告書中「災害中間年報及び災害年報」の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に係る被害額は「査定済額」を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書とするものとする。
- 3 国への報告書中「公共施設被害市町村」とは、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に被害を受けた市町村とする。

## 〔5-4〕被害報告処理一覧

市の災害情報の処理（県等への報告）

報告課名	大別	報告名称	県報告先課名	根拠法令等	報告時期	報告事項
防災危機管理課 消防本部 消防本部	総合 消防 救急救助	概況即報等 火災即(時)報等 救急即(時)報	消防保安課	災害対策基本法 消防法 消防法	速報・確定 即時・詳報・確定 即時・詳報・確定	災害の状況・応急措置の概要・ 火災被害等 救急救助事故
生活支援課	一般り災 福祉施設	災害救助関係 社会福祉施設の 被害	厚生課	災害救助法 激甚災害救助法等に基 づく通達	速報 確定（発生の都 度）	人命、家屋 社会福祉施設災害復旧事業費
環境政策課	防疫	被害状況 防疫活動状況 災害防疫経費 災害防疫完了	健康増進課	感染症法	速報 日報 速やかに 完了後1ヵ月以内	家屋被害、発生患者 防疫活動、赤痢患者 防疫活動に要する経費 防疫業務実施状況
リサイクル推進課 一部事務組合	環境衛生 施設	廃棄物関係	周南健康福 祉センター		速報	災害復旧経費等
観光交流課	その他	自然公園施設等	自然保護課	自然公園法 県立自然公園条例	速報 確定報告	自然公園施設及び自然歩道の被 害概要等
商工振興課	中小企業	中小企業関係	経営金融課	経済産業省防災業務計 画	速報・詳報	被害概要
水産課	水産	水産業被害	水産振興課	農林水産省通達	速報・概況・確定	漁船、漁具、共同及び非共同利用 施設、養殖施設等
	漁港		漁港漁場整 備課	公共土木国庫負担法 農業水産施設暫定法	速報・7日以内	漁港、海岸施設災害
	水産	災害速報			速報・7日以内	漁業用共同施設災害
農林課	農林	農業関係被害	農林水産政 策課	農林水産業被害報告取 りまとめ要領	通報・概況・確 定	農産物、生産用施設
		農地農業用施設 被害 海岸及び地すべ り防止施設被害	農村整備課	農林施設暫定法 公共土木国庫負担法	速報(速やかに)	農地、農業用施設 海岸、地すべり防止施設
		畜産関係被害	畜産課		速報・認定	家畜、畜産物、飼料作物、畜産 共同利用施設、牧草地等
		林野関係(総括) 林産物、林産施設	森林企画課	農林水産業被害報告と りまとめ要領	速報・概況・確定	林地、施設、林産物 林産地、林業施設
		造林地、苗畑		農林水産業被害報告と りまとめ要領	速報・概況・確定	造林地、苗畑、作業路(道)
		山地災害 林道施設災害 林地荒廃防止施設	森林整備課	農林水産省通達 農林水産業被害報告と りまとめ要領 公共土木国庫負担法	速報 概況 確定 速報 概況 確定 速やかに	山地災害被害(崩れ等) 林道施設 林地荒廃防止施設関係
中心市街地整備課	都市	都市災害	都市計画課	局長通達	速やかに	街路、都市排水施設、公園緑地
河川港湾課	公共土木 土砂災害 (土石流、 地すべり、 急傾斜地)	国土交通省所管 公共土木施設 土砂災害による 被害状況	砂防課	公共土木国庫負担法 土砂災害による被害状 況報告通達	速やかに	河川、海岸、砂防施設、地すべり 防止施設、急傾斜地崩壊防止施 設、道路、橋梁、下水道、公園 土石流災害、地すべり災害、急傾 斜地の崩壊による災害
	公共土木	港湾災害	港湾課	公共土木国庫負担法	速報・7日以内	港湾・海岸被災概要、気象状況 (風速、波高、降雨量、潮位)
建築指導課	建築物	建築物減失被害	建築指導課	建築基準法	月報	建築物
住宅課	住宅	住宅被害	住宅課	局長通達	速報10日以内	住宅
教育委員会 子ども支援課	文教	学校施設被害	教育庁 教育政策課	公立学校災害国庫負担 法	速報・7日以内	幼、小、中、高、総合支援、 学校施設被害

(注) 激甚災害援助法律……激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  
 公共土木国庫負担法……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法  
 農林施設暫定法……農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律  
 公立学校国庫負担法……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

# 〔5-5〕水防活動状況報告書

(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

㊞

管理団体名								指定非指定の別					
水防実施時の台風豪雨名								報告年月日		年 月 日			
場 所	川 (左、右)		地先		m				管理団体分	県支出分	計		
日 時	自 年 月 日 時		至 年 月 日 時				所 要 費	人 件 費	手 当				
								そ の 他					
出動人員数	水防団員	消防団員	その他	計				物 件 費	資 材 費				
	人	人	人	人	人				機 材 費				
水防作業の概況及び工法	工法		箇所		m		費	燃 料 費					
								雑 費					
								計					
								合 計					
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使 用 資 材	土 の う 袋	枚	枚	枚	
	効果	m	ha	ha	戸	m	m		人	ブ ル ー シ ー ト	枚	枚	枚
	被害	m	ha	ha	戸	m	m		人	ロ ー プ	卷	卷	卷
										丸 太	本	本	本
								鉄 線	m	m	m		

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者の出動状況		水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況	
現場の指導者職氏名		水防活動に関し今後改善すべき点等の意見	
水防関係者の死傷		備考	



〔5－6〕地震災害発生速報

地震災害発生速報

地方本部

周南市

		月	日	時	分	受理	報告者		受信者	
		月	日	時	分	報告				
1	被害発生	自	月	日	時	分				
		至	月	日	時	分				
2	被害発生場所 (発生地域)	① 発生場所 _____ 地区 ② 情報収集地区 _____ 地区 (住宅地区 ページ)								
3	被害程度	① 周辺の街並概況 (激甚・かなりひどい・軽微) ② 火災の発生状況 (延焼中・煙の立ち昇り状況・発生方向等) ③ 住家の倒壊状況 (全壊・半壊状況) ④ 死傷者の発生状況 ⑤ 道路通行の可否 (車両使用の可否、損壊場所等) ⑥ 被災者の動向 (冷静、茫然自失、避難行動活発等) ⑦ 電気、ガス、水道の状況								
4	災害に対する措置	① 公共団体等がとっている措置 例 ……地区住民に避難命令、……に応急救護所開設 ② 付近住民等がとっている措置 ③ 応援要請必要の有無(必要な応援項目)								
5	その他必要事項	津波発生状況、崖崩れの危険性、護岸堤防決壊、 ダム決壊の危険等家屋浸水状況								

- (注) 1 この様式は、個々の災害について発生のおと、発生後直ちに行う。  
 2 内容は簡潔に、収集した情報、判明した事実についてその都度直ちに報告する。  
 3 報告は、電話、防災無線(地上系・衛星系)等いずれか一番早い系統を使用する。

〔5-7〕地震災害被害速報

地 震 災 害 被 害 速 報

地方本部市町村		周 南 市		区 分		被 害			
災 害 名 ・ 報告番号	災害名		第	報		河 川	箇所		
	( 月 日 時 分現在)			港 湾	箇所				
報告者名			砂 防	箇所	清 掃 施 設	箇所			
区 分		被 害		崖 崩 れ	箇所	鉄 道 不 通	箇所		
人的被害	死 者	人		そ の 他	被 害 船 舶	隻	水 道	戸	
	行方不明者	人			電 話	回線	電 気	戸	
	負傷者	重 傷	人			ガ	ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所
		軽 傷	人						
住 家	全 壊	棟			り 災 世 帯 数	世帯	り 災 者 数	人	
		世帯			火 災 建 物	件	火 災 危 険 物	件	
		人			そ の 他	件	公 共 文 教 施 設	千円	
	半 壊	棟			農 林 水 産 業 施 設	千円	公 共 土 木 施 設	千円	
		世帯			そ の 他 の 公 共 施 設	千円	小 計	千円	
		人			公 共 施 設 被 害 市 長 村 数	団 体			
	一 部 破 損	棟		農 業 被 害	千円	林 業 被 害	千円		
世帯			畜 産 被 害	千円	水 産 被 害	千円			
人			商 工 被 害	千円	そ の 他	千円			
床 上 浸 水	棟		被 害 総 額	千円					
	世帯								
	人								
床 下 浸 水	棟								
	世帯								
	人								
公 共 建 物	棟								
	棟								
そ の 他	田	流失・埋没	ha	そ の 他					
		冠 水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠 水	ha						
	文 教 施 設	箇所							
	病 院	箇所							
	道 路	箇所							
橋 り よ う	箇所								
災害に対してとられた措置				日 時 分 設置					
(1) 災害対策本部設置の状況				地区数					
(2) 市のとった主な応急措置の状況				人員					
(3) 応援要請又は職員派遣の状況				人					
(4) 災害救助法適用の状況									
(5) 避難命令・勧告の状況									
(6) 消防機関の活動状況									
ア	出動人員	消防職員出動延人員	名	イ	主な活動内容(使用した機材を含む)				
		消防団員出動延人員	名						
		計	名						

# [ 5 - 8 ] 地震災害確定報告

## 地 震 災 害 確 定 報 告

周南市
 第 報  
 最終報告  
 報告 年 月 日 受信時間 時 分

- 1 災害の原因
- 2 災害発生日時
- 3 災害発生場所又は地域
- 4 災害に対してとられた措置の概要

### (1) 災害対策本部又は水防本部の設置状況

区 分	設 置 日 時	廃 止 日 時
災 害 対 策 本 部	日 時 分	日 時 分
水 防 本 部	日 時 分	日 時 分
準 備 体 制	日 時 分	日 時 分

### (2) 避難の勧告、指示等の状況

対象地域	避難場所	避 難 者		日 時	
		世帯	人数	開始	廃止
				時 分	時 分

(注) 避難の状況(避難経由、被害状況)

### (3) 消防機関等の出動状況

区分	地域	目的	日 時		出動人員等(延)	
			出動	撤収	人員	車両
消防職員 消防団員					人	台

- (4) 応援要求の状況
- (5) 応急措置の概要
- (6) 救助活動の概要
- (7) その他の措置

### 5 被害状況

被害種別			被害内容			被害額(千円)	備 考
人	死	者	1		人		
	行方不明者		2		人		
	重傷者		3		人		
	軽傷者		4		人		
家屋	住家	全壊	5	棟	世帯	人	
		半壊	6			人	
		一部破損	7			人	
		床上浸水	8			人	
		床下浸水	9			人	
	非住家	全壊	10			棟	
		半壊	11			棟	
り災者			12		世帯	人	

被害種別			被害内容		被害額(千円)	備 考
農	田	流失・埋没	13	カ所	ha	
		冠 水	14	カ所	ha	
	畑	流失・埋没	15	カ所	ha	
		冠 水	16	カ所	ha	
	地	海 岸	17	( )	ha	堤防決壊箇所(内数)を記載
		た め 池	18	( )	ha	
		頭 首 工	19		ha	
		橋 り よ う	20		ha	橋りょう流失箇所(内数)を記載
		道 路	21	( )	ha	道路決壊箇所(内数)を記載
		水 路	22	( )	ha	灌がい用水路堤防決壊箇所(内数)を記載
		そ の 他	23		ha	
		計	24		ha	
農 作 物	25		t			
その他農業用施設	26		カ所			
林	山 地 崩 壊	27		カ所		
		治 山 施 設	28		カ所	
	林 道	29	( )	カ所	道路決壊箇所(内数)を記載	
	橋 り よ う	30	( )	カ所	橋りょう流失箇所(内数)を記載	
	そ の 他	31		カ所		
	計	32		カ所		
畜 産	家 畜	33		匹		
	畜 産 施 設	34				
	そ の 他	35				
	計	36				
農 林 計	37					
水 産	水 産	38		カ所		
	施 設	39		カ所		
	漁 船	40		隻		
	そ の 他	41				
	水 産 計	42				
土 木	港 湾	43		カ所		
	河 川	44	( )	カ所	堤防決壊箇所(内数)を記載	
	海 岸	45	( )	カ所	堤防決壊箇所(内数)を記載	
	砂 防	46		カ所		
	道 路	47	( )	カ所	道路決壊箇所(内数)を記載	
	橋 り よ う	48	( )	カ所	橋りょう流失箇所(内数)を記載	
	そ の 他	が け 崩 れ	49		カ所	
		土 石 流	50		カ所	
土 木 計	51		カ所			

被害種別			被害内容	被害額(千円)	備 考
商 工	商業	建 物	52	カ所	
		設備等	53	カ所	
	工業	建 物	54	カ所	
		設備等	55	カ所	
	その他	建 物	56	カ所	
		設備等	57	カ所	
	商 工 計		58	カ所	
	衛 生	上 水 道		59	カ所
簡 易 水 道		60	カ所		
飲料水供給施設		61	カ所		
下 水 道		62	カ所		
廃棄物処理施設		63	カ所		
火 葬 場		64	カ所		
と 畜 場		65	カ所		
そ の 他		66	カ所		
衛 生 計		67	カ所		
文 教	公 立	小 学 校	68	校	
		中 学 校	69	校	
		高 等 学 校	70	校	
		そ の 他 学 校	71	校	
	私 立	小 学 校	72	校	
		中 学 校	73	校	
		高 等 学 校	74	校	
		そ の 他 学 校	75	校	
	その他教育施設		76	カ所	
	文 化 財	文 化 財	77	件	
		施 設	78	カ所	
	文 教 計		79	カ所	
漁船以外の船舶		80	隻		
鉄 道 不 通		81	カ所		
通 信 施 設		82	カ所		
電 気 施 設		83	カ所		
そ の 他 計					
合 計					

# 〔5－9〕学校被害状況報告様式

被害状況報告（第 報）

年 月 日 時 分現在  
（市町又は県私立施設名 ）

## 1 人的被害

被害種別	被害内訳（人）				備考
	園児・児童・生徒	教職員	その他一般	計	
死者					
行方不明者					
重傷者					
軽傷者					
計					
帰宅できない人数 （保護者へ引渡できない者）					

## 2 施設及び設備等被害

名称及び被害場所	被害額（千円）	被害状況及び復旧見込み時期

注) 施設区分ごとに記入のこと。

県立学校については実習産物等の被害についても計上すること。

## 3 教科書等の文房具被害

区分	児童生徒数	備考

注) 区分には学校種別、備考には被害を受けた文具等の種別を記入のこと。

## 4 その他

学校名	食料	飲料水	寝具の確保状況
	日分	リットル	

注) 提出先

- ・ 県立学校（大学を除く）及び市町教育委員会 …… 県教育庁教職員課
- ・ 県立大学及び私立学校 …… 県総務部学事文書課

# [5-10] 休校状況報告様式

休校状況報告（第 報）

年 月 日 時 分現在

県立（市町私立）学校名：

月 日（ ）

学 校 名	休 校	授業時間短縮	授業開始の遅れ	備 考

注) 分校を含めて報告のこと

上記において授業再開の支障となる事項

学 校 名	支 障 と な る 事 項

注1) 提出先

- ・ 県立学校（大学を除く）及び市町教育委員会 …… 県教育庁教職員課
- ・ 県立大学及び私立学校 …… 県総務部学事文書課

注2) 私立学校にあっては「県立（市町私立）学校名」欄に法人名を記入すること。